平成２２年（フ）第９号
大阪府泉大津市宮町９―17メゾンドゥスリジェ302号、住民票上の住所大阪府吹田市南吹田１丁目３番22号
債務者　稲田　友紀
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
大阪府和泉市肥子町２丁目９番27―516号
債務者　斉藤　広司
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
大阪府貝塚市二色４丁目11番２号
債務者　宮澤　美子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
岩手県奥州市水沢区大鐘町１丁目68番地２サウスエンジェル２―Ｃ号室、旧住所岩手県北上市上野町２丁目30番22号
債務者　八重樫秀和（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第８号
福島県河沼郡会津坂下町大字見明字村中1532番地３、前住所福島県河沼郡会津坂下町大字見明字村中1497番地
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第８７６号
神奈川県中郡二宮町山西1475　サンハイツ湘南201号室、住民票上の住所神奈川県足柄上郡中井町松本387番地の１
債務者　伊藤　正義
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８９９号
神奈川県伊勢原市東大竹１丁目３番地の７ホワイトハウス102号
債務者　小泉　祥子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第９０８号
神奈川県厚木市三田3619番地　第３サンライフ川口106
債務者　安西さゆり（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２号
神奈川県秦野市今泉341番地の１　サンライフ秦野グランディア109号
債務者　簑川　泰規
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６６７号
新潟県燕市吉田大保町６番14号
債務者　深沢　由佳
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６４号
新潟県阿賀野市下山屋72番地の３
債務者　泉　智香子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１６６号
新潟県村上市上助渕1090番地153
債務者　瀬賀智栄子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１６８号
新潟県新発田市下小中山７番地１　メゾネット光陽Ｂ
債務者　大橋　信夫
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１７３号
新潟県新発田市城北町２丁目７番23号、前住所東京都新宿区百人町２丁目25番１―305号
債務者　林　潤一郎
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１号
新潟県村上市山居町１丁目５番16号
債務者　佐藤　知穂
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１７５号
石川県小松市串町チ13番地、従前の住所石川県小松市串町ヌ107番地３
債務者　西　千恵美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１１８６号
大阪府泉南郡熊取町小谷南３丁目１番２号
債務者　大谷　泰代
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係